

**資料4: ケーススタディ集(例) ※設問、回答ともに収集中**

勉強会などでの投げかけを行い、認識レベルのチェックに役立てる。

ケース1: 今回の義務化の対象となる運転は??

	業務中	通勤	プライベート
社有車	○or×	○or×	○or×
私用車	○or×	○or×	○or×
レンタカー	○or×	○or×	○or×

➡アルコール検査の対象となるのは、事業所の業務のために運転する者(私有車両を業務で使用する場合を含む)です。社有車、レンタカー、マイカーに関わらず、業務を行う車両はすべてアルコール検査と記録の対象になります。

ケース2. 次の業務は、安全運転管理者の仕事ですか??

1. 運転者の状況把握 … Yes/No
2. 運行計画の作成 … Yes/No
3. 交代要員の配置 … Yes/No
4. 異常気象時等の安全確保の措置 … Yes/No
5. 安全運転の指示 … Yes/No
6. 運転前後の酒気帯びの確認 … Yes/No
7. 酒気帯び確認の記録・保存(アルコールチェック) … Yes/No
8. 運転日誌の記録 … Yes/No
9. 運転者に対する指導 … Yes/No

➡すべて安全運転管理者の業務内容です。

ケース3: 運転前後の酒気帯びの確認では対面点呼が原則ですが、難しい場合は「対面点呼に準ずる」とあります。代替として正しい確認方法は??

1. 安全運転管理者以外の社員 … 正しい/正しくない
2. 安全運転管理者との電話(通話) … 正しい/正しくない
3. 安全運転管理者とのテレビ電話 … 正しい/正しくない
4. 業者同士で24H体制を組んでシフト制とする。 … 正しい/正しくない

➡※回答要確認

ケース4:アプリを導入した。アルコールが検出されるとアラートが安全運転管理者にメールで通知がいく。対応として適切か???

➡正しくない。対面またはそれに準ずる対応ができていない。

ケース5:確認結果の記録は文書で1年間保存している。対応として正しい?

➡正しい。記録は1年間保存しなければならない。保存の方法については定められていないが、文書かパソコン記録で保存する。

ケース6:アルコール検査を実施していなかったり、確認結果の記録を作成しなかった場合は処罰される。

➡検査を怠ったり、記録をしていなかったことを直接罰する規定はないが、警察から保存記録の提出を求められた際にそれらの事実が判明した場合は、安全運転管理が適切におこなわれていないこととなるので、道路交通法第74条の3に基づき、安全運転管理者の解任を命じられることがある。この解任命令にも従わなかった場合には、5万円以下の罰金刑に処せられる。

以上

○ケーススタディ作成時の参考HP

- ・クリア GO(外部委託) Q&A <https://www.alcohol-check.net/faq/>
- ・DNP 安全運転管理サポート  
[https://www.dnp.co.jp/biz/solution/products/detail/1190577\\_1567.html](https://www.dnp.co.jp/biz/solution/products/detail/1190577_1567.html)
- ・あされぼ(アプリ) <https://alcohol-checker.hikakumaster.net/lp/asarepo/>
- ・